

## 令和6年度差押物件に係る公売の実施案内（非農地・第1回）

次の公売物件の実施手順についてご案内します。

### 1 公売物件

令和6年4月25日公告

物件番号	区分	所在地	面積 (㎡)	見積価額 (円)	公売保証金 (円)
R6-1	土地	神宮寺字館ノ越30-3	364.09	706,082	80,000
R6-2	土地	橋本字中井村484	2,661.00	1,330,500	140,000

### 2 入札の方法

- (1) 入札参加資格を取得し、郵便による入札を行います。
- (2) 見積価格以上で最高の価格をもって入札し、公売保証金の納付が確認できた方を買受候補者とします。
- (3) 買受候補者となるべき入札者が2人以上いる場合は、入札資格取得時に交付されるくじ番号によりくじを行い、決定します。
- (4) 入札参加者が1人しかいない場合でも入札は有効とします。

### 3 入札参加資格

- (1) 法人の場合：秋田県内に事業所等を有する法人  
個人の場合：秋田県内に住民基本台帳登録又は外国人登録されている個人
- (2) 共同入札を行う場合は、「共同入札申出書兼共同入札代表者届出書（様式1-2）」を提出し、代表者が入札の手続きに関する責任を負ってください。
- (3) 入札を代理人が行う場合は、委任状を提出してください。（様式1-3または様式1-4）
- (4) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。
  - ① 未成年者
  - ② 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
  - ③ 破産者で復権を得ない者
  - ④ 大仙市税、公共料金等の滞納がある者
  - ⑤ 大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けている者
  - ⑥ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の

決定がなされた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑦ 役員又は経営に事実上参加している者が国税徴収法第99条の2各号に規定する者(暴力団員等)
- ⑧ 滞納者及び大仙市市長から公売会場への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者)
- ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者

#### 4 陳述書等必要書類の提出について

国税徴収法第99条の2に関連し、以下の提出書類が必要になります。

- ① 入札をしようとする方(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書(様式4-1)を提出する必要があります。
- ② 代理人が入札する場合には、代理人(様式4-3)と本人(様式4-1)の陳述書が必要となります。  
また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の陳述書が必要となります。
- ③ 自己の計算において入札の申出をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」(様式4-4)が必要となります。
- ④ 陳述書等必要書類の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
- ⑤ 暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- ⑥ 入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員の一覧(様式4-5)と、役員である事を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。
- ⑦ 入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。

#### 5 公売保証金の納付

公売保証金は、物件番号ごとに設定されています。

入札参加申請書の提出時に現金により納付していただくほか、入札参加資格申請時に市が発行する納付書または指定する口座への振込にて、納付期間内にお納めください。

納付期間：令和6年5月31日（金）～令和6年6月7日（金）

納付後に、以下の書類を提出してください。

- ・ 公売保証金振込通知書兼返還口座登録依頼書（様式5-1）

公売保証金を金融機関にて納付した場合は、納付した事を証明する書類を指定欄に貼付けし、納付期間内に提出してください。また、買受者にならなかった場合の公売保証金の返還口座を、この依頼書にて指定してください。

なお、公売保証金の返還については売却決定日以降になり、手続きの都合上、更に数週間掛かることがあります。

- ・ 公売保証金充当依頼書（様式5-2）

買受者となった場合、公売保証金は買受価格に充当する事になります。事前にこの依頼書を提出してください。

## 6 入札参加申請書等の提出

入札参加資格の申請期間および申請方法は以下のとおりです。

- (1) 提出期間：令和6年5月31日（金）午前9時  
～令和6年6月7日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先：〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市役所 市民部 債権管理課
- (3) 提出方法：(4)に示す提出書類一式を一般書留又は簡易書留で郵送するか、直接窓口までお持ちください。
- (4) 提出書類

法人	個人
① 入札参加申込書(様式1)	① 入札参加申込書(様式1)
② 法人登記事項全部証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの	② 住民票抄本（大仙市外居住者の場合・発行日1カ月以内）
③ 暴力団員等でない旨の陳述書（様式4-2）	③ 身分証明書（免許証など）の写し
④ 他、「4 陳述書等必要書類の提出について」にて該当する書類（該当する場合）	④ 暴力団員等でない旨の陳述書（様式4-1）
⑤ 委任状（該当する場合・様式1-4）	⑤ 他、「4 陳述書等必要書類の提出について」にて該当する書類（該当する場合）
⑥ 共同入札申出書兼共同入札代表者届出書（該当する場合・様式1-2）	⑥ 委任状（該当する場合・様式1-3）
	⑦ 共同入札申出書兼共同入札代表者届出書（該当する場合・様式1-2）

※公売保証金振込通知書兼返還口座登録依頼書（様式5-1）、公売保証金充当依頼書（様式5-2）は別送可能です。

## 7 入札用封筒の発行

入札参加資格を有する方には、希望する入札物件ごとに入札用封筒を発行します。必ずこの封筒に入札書を封入して提出してください。

## 8 入札書の提出

入札は期間入札にて行います。下記の期間内に入札書を封書で受け付けします。

- (1) 提出期間：令和6年6月10日（月）午前9時  
～令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先：〒014-8601大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市役所 市民部 債権管理課
- (3) 提出方法：(4)の提出書類一式を一般書留又は簡易書留で郵送するか、封筒にのり付けをして、直接窓口へ提出してください。
- (4) 提出書類

法人・個人共
① 入札用封筒（参加申請時に発行されたもの）
② 入札書（①に封入する事）

## 9 入札時の留意点

- ・一度入札を行った入札書は、返還・交換できません。
- ・ほかの入札者の入札状況や入札金額について、教える事はできません。
- ・次のいずれかに該当する場合は、入札は無効になります。
  - ① 発行された入札用封筒が使われていない入札
  - ② 指定期日までに公売保証金が納入されないまま行われた入札
  - ③ 入札書の記載事項等に不備がある入札
  - ④ 金額を訂正した入札
  - ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ⑥ 入札に際し他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ⑦ 同一入札者が行った同一物件に対する2以上の入札
  - ⑧ 入札に際し不正な行為があると認められた入札
  - ⑨ 入札後に参加資格を有しないと判断された者の入札

## 10 入札が中止される場合

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがあります。

滞納整理における公売では、対象となっている公売物件について、売却決定前に滞納者が滞納税額を完納した場合、中止・取消しになります。

他、入札が予告なく中止になることがあります。

入札の中止に際して、大仙市は必要経費の弁済等の責任を負いません。

## 11 質疑の受付及び回答

本公告に係る質疑については、以下のとおり受け付け、回答します。

- (1) 受付期間：令和6年4月30日(火)午前9時  
～令和6年5月30日(木)午後5時まで
- (2) 提出先：〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市役所 市民部 債権管理課  
(電子メール) saiken@city.daisen.lg.jp
- (3) 提出方法：質疑書(様式3)は、電子メールで提出してください。電子メールで送信する際のタイトルは「不動産公売に関する質疑」と明記すること。また、送信後、電話にて受領の確認を行ってください。なお、電話による質疑の受付は行いません。
- (4) 回答：回答は、大仙市ホームページにおいて行います。その際、質問者名は公表されません。なお、回答については一般競争入札公告の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなります。

## 1.2 開札

- (1) 開札日時：令和6年6月18日(火) 午前9時
- (2) 開札場所：大仙市役所 大曲庁舎1階 市民部債権管理課

## 1.3 最高価申込者の決定

開札は、大仙市債権管理課にて行います。

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額であった入札者に対して行います。

開札の結果、最高価申込者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。くじが行われるときは、くじ参加対象者に実施方法、日時等をご連絡します。

最高入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上である場合に限り)で入札し、次順位による買受の申込みを行った方を、次順位買受申込者として決定します。

## 1.4 買受代金、登録免許税、手続き費用の納付

買受代金、登録免許税、手続き費用の納付期限は売却決定日になります。やむを得ない事情により延期される場合があります。

納付方法は、最高価申込者の決定時に、最高価申込者にお伝えします。

## 1.5 売却決定

- (1) 売却決定日時 令和6年7月10日(水) 午前10時  
売却決定は、最高価申込者に対して行います。  
なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
- (2) 売却決定日までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が行われ、その結果が

明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。  
(3) 次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- ① 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたとき
- ② 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
- ③ 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき
- ④ 買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められるとき

#### 1.6 公売保証金の返還

売却決定者以外の入札者に対しては、売却決定日以降に公売保証金の返還手続きを行います。

売却決定後に、買受人として決定されながら、買受代金を納付しなかった場合、公売保証金は返還されません。

#### 1.7 権利移転

公売財産の移転登記手続きは、買受者からの請求を受けて、市職員が行います。

権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

公売財産が現況非農地であり、登記が農地である場合は、地目変更登記を買受人が行ってください。その際、農業委員会への確認等が必要になります。

#### 1.8 危険負担移転

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。

#### 1.9 権利移転に伴う費用及び提出書類

売却財産の権利移転手続きに必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。また、所有権移転の請求にあたっては、以下の書類が必要となります。

- ① 所有権移転登記請求書
- ② 個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本又は資格証明書
- ③ 市が発行する固定資産評価額通知書
- ④ 登録免許税相当額の領収証書又は収入印紙
- ⑤ 登記登録関係書類の郵送に要する料金（郵便切手）
- ⑥ 売却決定通知書
- ⑦ 個人の場合は認印、法人の場合は代表者印

## 20 留意事項

- (1) 現地説明会は予定されておりません。
- (2) 入札者は、入札参加申込書の提出をもって本公告の内容を承諾したものとみなします。
- (3) 大仙市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (4) 公売物件が不動産である場合、大仙市は引き渡し義務がありません。物件内の動産類やごみなどの撤去、隣地所有者との境界画定は、買受者自身で行ってください。
- (5) 公売は現況有姿にて行います。入札に参加される方は必ず現地を確認し、物件一覧表各項目及び対象物件の使用目的において関係する各法律等により定められた使用制限・条件・手続き等の詳細については、それぞれの関係部署で事前に確認してください。
- (6) 入札参加資格申請書および入札書様式は、大仙市ホームページからダウンロードして使用してください。

### ※注意事項

- ・使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。
- ・法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ・入札金額は、算用数字で黒色のペン又はボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけてください。
- ・入札金額を書き損じた場合は、訂正せずに新たな用紙に書き直してください。
- ・この一般競争入札において落札されなかった物件は、一定期間後に再入札が行われる予定です。

## 21 入札結果の公表

物件番号、所在地及び落札金額を売却決定後に大仙市ホームページで公表します。

落札者名については、落札者が個人の場合は氏名は公表せず「個人」である旨を、落札者が法人の場合は法人名を公表します。

※問い合わせ先 大仙市役所 市民部債権管理課

(電話：0187-63-1111：内線117)